

議案第 68 号

岩出山町すこやか子育て支援金支給条例の一部改正に伴う経過措置を定める条例

上記議案を別紙のとおり, 地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 21 年 2 月 13 日

大崎市議会議長 青 沼 智 雄 様

提 出 者	大崎市議会議員	佐 藤 昭 一
賛 成 者	〃	佐 藤 勝
〃	〃	佐々木 啓一
〃	〃	佐 藤 講 英
〃	〃	佐 藤 弘 樹
〃	〃	三 浦 幸 治

岩出山町すこやか子育て支援金支給条例の一部改正に伴う経過措置を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、岩出山町すこやか子育て支援金支給条例（平成5年岩出山町条例第2号）の一部を改正し、大崎市において必要となる経過措置を定めるものとする。

(岩出山町すこやか子育て支援金支給条例の一部改正)

第2条 岩出山町すこやか子育て支援金支給条例の一部を次のように改正する。

附則第2項ただし書を削る。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に改正前の岩出山町すこやか子育て支援金支給条例附則第2項ただし書の規定により受給権を有する者に対し、次に掲げる支援金を支給する。

(1) 小学校入学時 10万円

(2) 中学校入学時 20万円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。